

地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院だけでなく、地域医療が崩壊する危機的な状況も生じています。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況であるとともに、出張医勤務に多額の費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められています。

住民の安全と安心を確保するために、救急医療を初めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要になってきます。

以上のことから、政府においては、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、次の施策について緊急に措置を講じるよう強く要望します。

記

医師不足の解消や、地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師臨床研修において医師の技術習得はもとより「医は仁術」という医療の基本を習得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など、医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 3月15日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 横 路 孝 弘
- ・ 参議院議長 西 岡 武 夫
- ・ 内閣総理大臣 菅 直 人
- ・ 総務大臣 片 山 善 博
- ・ 厚生労働大臣 細 川 律 夫